

## 盛岡市社会福祉協議会理事等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会理事等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 盛岡市社会福祉協議会の会長及び副会長の報酬は、別表第1のとおりとする。

2 前項の報酬は、就任の月から退任の月まで支給する。ただし、退任の日の属する月の途中で再任された場合には、再任にかかる月分の報酬は、支給しない。

3 第1項の報酬は、本会の職員の給料の支給日に現金により本人に支給する。ただし、本人の同意が得られたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第3条 理事、監事及び評議員並びにその他規程により設置された委員会等の委員（本会の職員、嘱託職員、臨時補助員及び非常勤職員を除く。）が、その職務のため、会議に出席したときは、費用弁償を別表2のとおり支給する。ただし、地方公共団体の職員には、費用弁償は支給しないものとする。

2 ただし、交通費の実費が別表第2の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表第2の費用弁償は行わない。

3 第1項の費用弁償は、会議に出席した都度、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意が得られたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(報酬並びに理事及び監事の費用弁償の総額)

第4条 報酬並びに理事及び監事の費用弁償の総額は、各年度の総額が理事にあっては168万円、監事にあっては30万円を超えない範囲とする。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 従前の社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程は、平成9年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 9 月 7 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区 分		報酬の額
社会福祉協議会	会 長	月額 30,000 円
	副会長	月額 15,000 円

別表第 2（第 3 条関係）

区 分		費用弁償の額
社会福祉協議会	理 事	日額 5,000 円
	監 事	日額 5,000 円
	評議員	日額 5,000 円
苦情解決委員会	委 員	日額 3,000 円
総合福祉センター運営委員会	委 員	日額 3,000 円
児童館運営委員会	委 員	日額 3,000 円
都南子どもの家運営委員会	委 員	日額 3,000 円
その他委員会等	委 員	予算の範囲内で定めた額